コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　YKT CORPORATION

最終更新日：2016年4月8日

YKT株式会社
代表取締役社長　井元英裕
問合せ先：総務部
証券コード：2693
www.ykt.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は公正で透明性の高い経営を行うことを基本方針として掲げております。
取締役3名、社外監査役2名を含む3名の監査役体制で開催する月例取締役会や必要に応じて開催する臨時取締役会において、迅速かつ的確な意思決定を図り、積極的に情報開示を行う経営体制の構築に取り組んでおります。
また、監査役は取締役の職務執行に対し、厳正なる監査を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本久子	2,423,514	20.38
山本庸一	1,906,624	16.03
中川陽一郎	265,731	2.23
YKT社員持株会	163,900	1.37
原田一雄	159,192	1.33
株式会社みずほ銀行	142,560	1.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	142,560	1.19
市岡　通	120,812	1.01
株式会社SBI証券	103,400	0.86
品川次郎	120,812	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との間で、監査方針及び監査実施状況等について、報告や意見の交換、情報の聴取を行い、監査の実効性・効率性を高めております。
また、当社は社外監査役が独立した立場から経営の監督、監視を有効に実行できる体制にするため、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人と連携し、社外監査役のとの意見交換を行うとともに、常勤監査役は内部統制部門と密に連携し、社内各部門より十分な資料収集提供や事情説明を行える体制を作ることにより、監視機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾野恭史	他の会社の出身者													
秋山忠人	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾野恭史	○	―――	法的知識に基づき、当社業務執行の適法性確保のため
秋山忠人		―――	法的知識に基づき、当社業務執行の適法性確保のため

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特段、必要がない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は総額で開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額内で支給される月額報酬及び役員賞与で構成されております。
取締役の月額報酬は、各役員の役位、職責に応じて取締役会で決定しております。監査役の月額報酬は監査役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

毎月、定例監査役会を3名の監査役（常勤監査役1名、社外監査役2名）にて開催し、相互の意見交換、法務・税務等の専門知識や業務経験に基づく公正かつ客観的立場からの監査体制を確立。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社における企業統治の体制は、監査役制度を採用し、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設けております。
当社の取締役会は、現在取締役3名で構成されております。取締役会は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決議するとともに、業務執行の監督を行っております。
監査役会は、現在社外監査役2名を含む3名で構成されております。監査役は取締役会への出席及び決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況を監督しております。監査役会は原則毎月1回開催し、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査業務を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は上記体制により経営判断の合理性・透明性・公正性を確保するとともに、客観的かつ中立的な視点で経営を監視・チェックすることができると判断しているため

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避することにより当社株主に多数の参加が見込めるため

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算概要のパワーポイント資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001：2004認証取得（本社） 基本理念・環境方針の公開（ホームページ上）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを重要視しており、全社員に徹底すべく各営業会議等を通じて意識の確認を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。内部統制基本方針に則り、更なる徹底・遵守する所存です。

内部統制システムのひとつとして専任スタッフによる内部監査室を設置しておりますが、内部監査室は内部監査規程に則り、年間計画をたてて業務手続の妥当性や業務実施の有効性および法律、法令の遵守状況について内部監査を実施。内部監査報告書を作成の上、業務改善事項の助言や勧告を行っております。

内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）企業倫理規程を始めとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員および社員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
（2）取締役の中からコンプライアンス担当取締役を選定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
コンプライアンス担当取締役は経営本部と連携の上、コンプライアンスの状況を審議し、その結果を取締役会に報告する。
各業務担当取締役は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
（3）内部監査室を設置し、内部監査規程に則り年間計画を策定、内部監査を実施する。
実施報告書を作成し、業務改善事項の助言および勧告を行う。
（4）取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに総務部に報告する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
文書規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
取締役及び監査役は文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについてはそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布をおこなうものとし、組織横断的リスク状況の監視、および全社的対応は経営本部が行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）職務権限・意思決定ルールの策定
（2）取締役をメンバーとする経営会議の設置
（3）事業部門ごとの業務目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
（4）経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループのセグメント別事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議の上、内部監査室員を監査役会を補助すべき使用人として指名することができる。監査役会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、この規程に基づき取締役は次に定める事項を報告する。
（1）経営会議で決議された事項
（2）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
（3）毎月の経営状況
（4）内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
（5）重大な法令・定款違反
（6）そのほかコンプライアンス上重要な事項

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、関係の完全な遮断および排除を行うとともに、つけ入る隙を与えない企業活動を実践します。 整備状況としては対応部署を総務部を統轄とし、警察当局や顧問弁護士等外部機関と連携しながら対応していく所存です。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特段の対応策は講じていませんが、常に関連情報の収集とともに、安定株価の維持、業績の向上に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

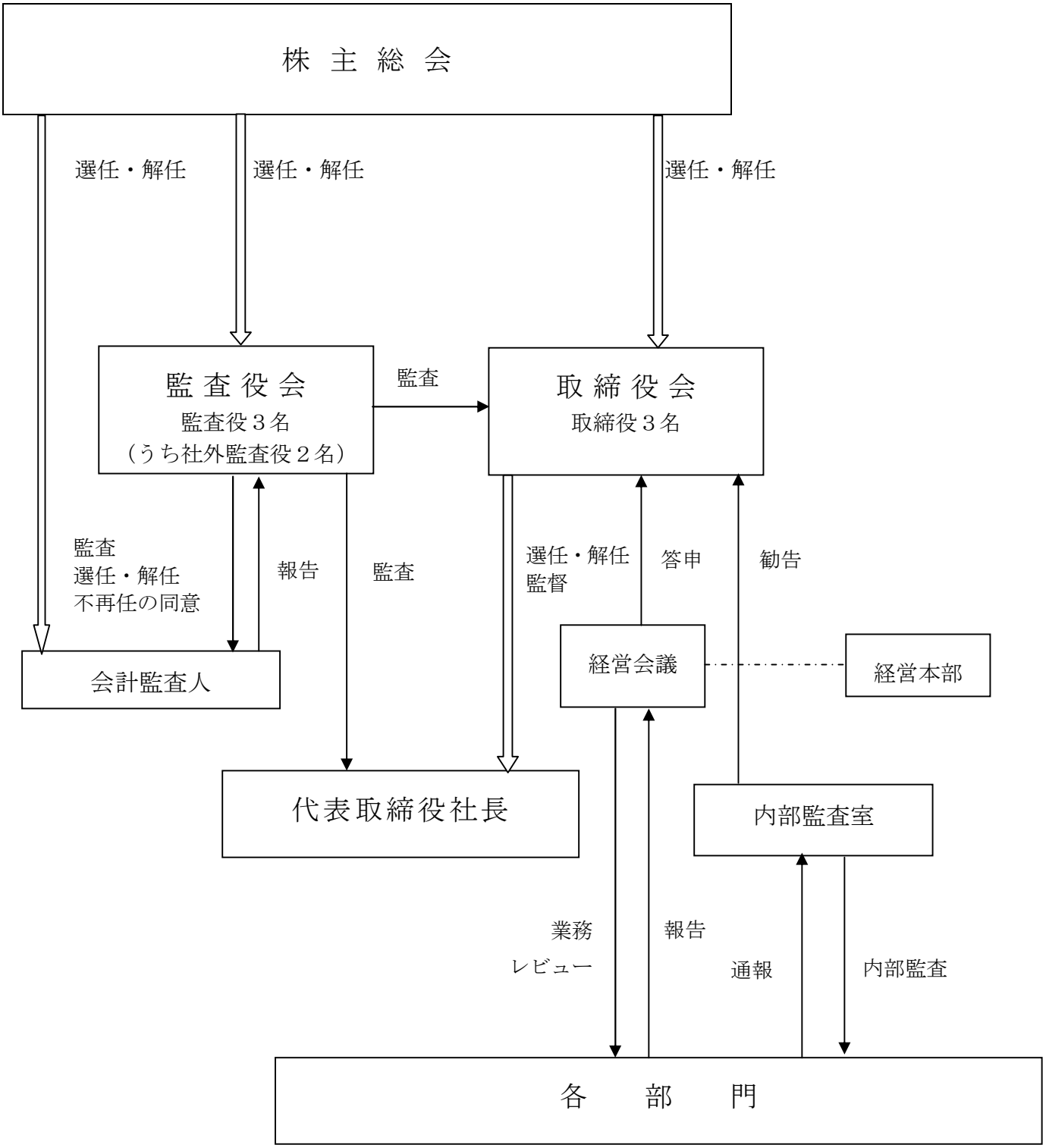
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
監査役３名
（うち社外監査役２名）
監査
取 締 役 会
取締役３名
監査
選任
不再任の同意
報告
監査
選任・解任
監督
答申
勧告
会計監査人
経営会議
経営本部
代表取締役社長
内部監査室
業務
レビュー
報告
通報
内部監査
各　　部　　門